

新たな男女共同参画推進に関する計画について

県民生活部男女共同参画課

現行計画

- 男女共同参画推進条例第 12 条に基づき、県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画で、平成 24 年 7 月策定
- 計画の期間：平成 24 年度（2012 年度）～平成 28 年度（2016 年度）5 か年

策定の趣旨

- 現行計画の期間が満了することにより、新たな計画を策定する必要がある。
- 現行計画策定後の社会経済情勢の変化や本県の現状・将来を見据え、新たな取組や事業の見直しを行う。
- 次期 5 か年計画との整合性を図り、県の部門別計画として策定する。
- 国の第 4 次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」）に基づく推進計画を体系に位置付ける。

策定の時期

平成 28 年度中に策定（平成 27 年度から策定作業着手）

策定のスケジュール

- 〈平成 27 年度〉
- ① 現行計画の進捗状況の検討・評価
 - ② 埼玉県男女共同参画審議会への諮問
- 〈平成 28 年度〉
- ① 「試案」の作成
 - ② 「試案」の公表及び県民コメント実施
 - ③ 埼玉県男女共同参画審議会による答申
 - ④ 計画案の策定
 - ⑤ 議会へ議案の提出
 - ⑥ 計画の承認
 - ⑦ 計画の公表

策定方針

計画の期間

平成 29 年度（2017 年度）～平成 33 年度（2021 年度） 5 か年

計画の目標

男女共同参画社会の実現 一男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉一
（現行計画）

計画のポイント

- あらゆる分野における女性の活躍を促進するという視点を強調する。
- 政策・方針決定過程への女性の参画、女性に対するあらゆる暴力の根絶、生涯を通じた女性の健康支援などの施策について、重点的に推進していく。
- 数値目標は、男女共同参画の推進状況が直接的に表されたものを中心に設定し、県民にとってより分かりやすい計画を策定する。

計画の基本目標

- I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する
- II 経済社会における女性の活躍が広がる
- III 家庭や地域を男女が共に支え合う
- IV 災害に強い地域を男女が共につくりあげる
- V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす
- VI 男女共同参画の意識をはぐくむ
- VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する
- VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

（現行計画）

社会経済状況等の変化

- 加速する生産年齢人口の減少・超高齢化の進展
- 女性活躍推進法の制定
- 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難を抱える女性の増加
- 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化
- 女性の婚姻・出産等をめぐる変化に伴う健康問題
- 国際スポーツ大会の順次開催